

## 制度資金融資の現状と課題

和歌山県商工労働部 企業立地局企業立地課 課長  
(前 慶應大学グローバルセキュリティ研究所 研究員)

吉田 誠



### はじめに

近年、農業政策金融に関する改革議論が急速に進展している。この背景には、政府の補助金制度の縮小、所得保証政策への転換、系統市場流通のシェア低下、農産物の輸入自由化、土地担保制の崩壊などにより、「価格保護政策」という制度資金システムが成立する前提要件の崩壊に対する危機感があるものと思われる。

ただ、留意しなければならないのは、現状と問題点の本質に関する認識のズレである。現象的側面からその本質的側面に迫ることこそ、根本的改革への第一歩なのだが、既得権益や組織の現状維持を求める力によりしばしばそのアプローチに歪みを生じるのが世の常である。

小稿の目的は、こうした歪みを除去し、農業ファイナンスの現状と課題、特に制度資金融資と農協の課題についての本質的側面の要点を明確に提示することである。但し、紙数に限りがあるため、概論に留まることをご容赦願いたい。

### 農業制度資金貸付の低迷

農業制度資金の現状については、まず、主要制度資金<sup>\*1</sup>、農協プロパー資金とともに、貸付額、貸付残高ともに減少傾向<sup>\*2</sup>が続いていることを指摘することができる。

その主な要因として、従前の議論では、新規案件の減少、経営内容の悪化、担保不足が指摘され、対応策として担保偏重主義のは是正、

融資相談体制の充実、手続きの簡素化、資金メニューの簡素化などが示されている。しかし、果たしてこれが本質的な要因分析とそれに基づく対応策と言えるのだろうか。

本質的側面、つまり、農業経営の悪化の根本的要因、制度資金システムそのものの構造的問題について十分な議論がなされているようには思えないである。

### 制度資金融資と補助金の役割分担

制度資金システムは、これまで、農家＝農地保有者に対する国の補助金制度（市場価格支持制度）と一体的、補完的に運用され、農産物の大半が系統市場流通に依存していた時代に整備されたシステムであると言うことができる。

従前の改革議論では、この補助金と制度資金の一体性を温存することを前提とした議論がなされているが、この機会にファイナンスの原点に戻り、補助金と制度資金融資の役割を明確にし、分離することが必要であると考える。

事業融資は、一定の経営規模を持ち、経営能力を有し、適正な事業計画を持つ基本的に自立可能な農業経営者を対象とすべきである。一方、補助金は、中山間部など規模拡大が困難である地域で、食糧安全保障、国土保全、環境保全、地域社会維持のために農地保全を行う必要がある場合にその耕作者に所得保障<sup>\*3</sup>として給付すべきものである。

この補助金と融資との分離は、制度資金融

\* 1 農林公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金

\* 2 1999年度末と2003年度末の比較では、貸付額が30.8%、貸付残高が28.8%それぞれ減少

\* 3 農地・水・環境保全対策のコンセプトと同様の考え方であるが、地域・組織だけではなく、実態的ニーズから個人をも対象とすべきであると考える。

資の根幹を揺るがすものである。しかし、制度資金融資は補助金制度への依存から脱却し、自立した融資制度として新たな道を切り開かなければならない段階に来ている。

#### 融資能力の向上と指導事業の拡充

系統金融機関の貸付事業の低迷は、農業政策の転換と農產物流通の自由化の進展にもかかわらず、従前からの事業体制を漫然と継続し、先進的な農業ビジネスモデルを対象とした経営分析、経営指導、審査などの能力の修得を怠った結果でもあることを十分認識する必要がある。それどころか、本来、優良な融資対象である先進的農業経営者を「和を乱す者」として阻害して来た事実の重さも改めて噛みしめる必要がある。

特に留意すべきは、系統金融機関が優位性を保てた一つの要因<sup>\*4</sup>である指導事業を縮小している点である。もちろん、指導事業の現状は、マーケットインによる生産、多様な品質管理、法人経営指導、販路開拓といった今日的ニーズに対応できる能力を有してはない。しかし、融資対象となる農業経営者を育成することこそが、根本的な解決方策であることを考えれば、指導事業の民営化、有料化、民間専門家の登用、自治体や民間企業との提携等を含めた拡充策と融資事業との有機的連携を検討すべきである。

#### 系統金融と民間金融のポジショニング

地銀や都市銀行などの民間金融機関による無担保融資やファイナンス会社による出資など農協系統金融機関以外の金融投資機関の農業金融への参入が進んでいる。このことにより農業経営者の資金調達の幅が広がり多様化している。

従前の改革議論では、自然条件によるリスクが大きい、投資回収期間が長い、収益性が低い、担保能力が低いため、民間金融機関の

参入が難しい。だからこそ、系統協同組織金融が不可欠であるというのが半ば定説として語られてきた。しかし、民間金融機関からすれば、大きな参入障壁とはならない。

何故なら、他の産業分野においても自然災害等によるリスクの大きい案件がある。投資回収期間の長さは長期運用型投資に向いていることを意味する。既に5%～10%程度の収益率を持つ農業生産法人が生まれている。担保能力についても、他の産業分野に比べて事故率が低く、無担保融資が可能である。また、農業経営者の加工・流通分野への進出により資材や加工品の証券化や担保化も可能になっているからである。

農業の特殊性（閉鎖性）を盾に制度資金の優位性と存続を主張できる時代は既に終わつたことを認識することが必要である。

農業分野への本格的参入をめざす民間金融機関は、今後、先進的な農業生産者、流通事業者と直接連携し、農業ビジネスに関するノウハウを蓄積して行くだろう。そうした中、系統金融機関は、政府との関係の特殊性に依存した「民間金融の補完的役割」といった特別な立場ではなく、対等な競争者あるいはアライアンス・パートナーとしてのポジションに立たざるを得なくなることを自覚しなければならない。

最後に、系統金融機関は、農業の閉鎖性、特殊性という論理から脱却し、先進的な農業経営者の育成と支援という視点に立った自立し開放的な融資事業を展開しなければ、主要資金源である農協貯金の民間金融機関への急激なシフトが進む可能性があることを十分認識しなければならないということを最後に付記しておきたい。

\* 4 本来、融資機関に経営参画権はないが、指導事業は実質的な経営指導が可能という意味で、融資事業での優位性を担保するものである。